

2019 年度

(第 8 期)

事業報告及び計算書類等

自 2019 年 4 月 1 日

至 2020 年 3 月 31 日



株式会社 国際協力銀行

目 次

【事業報告】

事業報告	1
1 当行の現況に関する事項	1
2 株式に関する事項	12
3 新株予約権等に関する事項	12
4 役員に関する事項	13
5 会計監査人に関する事項	16
6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要	17
7 会社の支配に関する基本方針	21
附属明細書（事業報告関係）	22

【計算書類】

計算書類（株式会社国際協力銀行）	23
計算書類（株式会社国際協力銀行）の附属明細書	35
計算書類（一般業務勘定）	39
計算書類（一般業務勘定）の附属明細書	59
計算書類（特別業務勘定）	63
計算書類（特別業務勘定）の附属明細書	79

【監査報告】

1 独立監査人の監査報告書謄本	83
2 監査役会の監査報告書謄本	89
3 監査役の監査報告書謄本	91

【決算報告書】

1 決算報告書	97
2 監査役の意見書	102

【財産目録】

財産目録	103
------	-----

(注) 本報告書の計数について

(1) 単位未満の計数

件数及び金額の単位未満は切り捨てた。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがある。

(2) 表示方法

単位に満たない場合は「0」と、該当数字のない場合は「－」と表示した。

（ 事業報告 ）
2019 年 4 月 1 日から
2020 年 3 月 31 日まで

1 当行の現況に関する事項

当期におきましては、当行は、株式会社国際協力銀行法（以下「JBIC 法」という。）第 11 条に定められた業務を行いました。

（1）事業の経過及びその成果

最近の国際情勢は、米中をはじめとした通商問題を巡る緊張の増大、中東地域を巡る情勢をはじめとした地政学的リスクの増大など、政治的・経済的な不確実性が高まっています。

こうした中、日本や日本企業を取り巻く国際的な環境も、大きく変化してきています。資源分野では、資源小国たる日本にとって、資源外交を含め、官民による様々な取組を総動員することで自主開発比率向上を張っていくことは引き続き重要な課題です。これに加え、国内需要が減少に転じる状況下でエネルギーセキュリティの維持・向上を図るため、アジアの旺盛な需要を取り込むといったアジア大の視座を持つことが必要不可欠となっています。産業界においては、日本経済が直面する最大の壁である人口減少や少子高齢化の急速な進展を克服すべく、経済性（ライフ・サイクルコストの低減等）・安全性に優れた質の高いインフラ投資推進や、日本の技術・知見を活用した成長分野の海外展開により、継続して外需取り込みを図ることに加え、IoT・ビッグデータ・AI など第 4 次産業革命をもたらす新たな汎用技術を活用した Society5.0 の実現により、生産性向上を図ることが急務となっています。通商問題を巡る緊張の増大など自国中心主義的な動きが台頭する一方、日本政府は世界経済の持続的な成長に向けたグローバル経済社会との連携を重視しており、地球環境問題への貢献もその 1 つとされています。地球環境保全と経済発展の両立を図ることが、世界共通の課題として認識される中、個別のプロジェクトにおける環境・社会配慮のみならず、日本の高度な環境技術を活用した案件や再生可能エネルギー案件をはじめ、環境の保全・改善につながるようなプロジェクトの実施への期待も増しています。

このように、様々な形でグローバルな環境変化が起こる中、当行は、JBIC 法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、（1）日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、（2）日本の産業の国際競争力の維持及び向上、（3）地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、（4）国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処、の 4 つの分野の業務を行い、日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とし、かかる分野における出融資保証案件への積極的な対応を行っています。

これらの業務を遂行するに当たり、当行は企業理念として、「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展（ひら）きます。」を掲げています。これは、当行にとってのコア・バリューである、「現場主義」「顧客本位」「未来志向」の 3 つを表すものです。当行にとって、「現場主義」とは、海外プロジェクトの現場に密着し、早い段階から能動的な関与を行うことで、先駆的な付加価値を創造することであり、「顧客本位」とは、お客様の立場になって考え、その声を政策形成につなげ、独自のソリューションを提供すること、そして、「未来志向」とは、安心して豊かな未来を見据え、高い

専門性を発揮し、日本と世界の持続的な発展に貢献することです。

こうした理念を踏まえつつ、当行は10年程度先にありたい姿「海図なき世界情勢の中で、日本企業の海外ビジネスを切り開く『羅針盤』でありたい。」を中長期ビジョンとして定めるとともに、第3期中期経営計画（2018～2020年度）を策定し、不確実性が増す国内外の情勢を的確に捉え、産業界の新たな取組や変化に対応した支援を実現していくことを目指しています。

当期、当行は、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～「令和」新時代：「Society5.0」への挑戦」（2019年6月21日閣議決定）「成長戦略 2019」（同年6月21日閣議決定）や「インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）」（同年6月3日経協インフラ戦略会議決定）等の政府施策も踏まえつつ、日本企業の海外展開等を積極的に支援してまいりました。また、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（同年12月5日閣議決定）における施策として、2020年1月、地球環境保全に焦点を当てた「質高インフラ環境成長ファシリティ」を発展的に改編し、日本企業の海外 M&A やグローバル・バリューチェーンの再編等の海外展開支援及び質の高いインフラ整備支援を幅広く支援することを目的として「成長投資ファシリティ」を創設しました。当行の具体的な出融資保証業務内容は以下の通りです。

日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進する取り組みとして、日本企業によるロシア連邦ギダン半島における LNG 生産事業の権益取得に必要な資金を融資したほか、チリ第 I 州における銅鉱山開発事業資金等に対し融資を行いました。

日本の産業の国際競争力の維持及び向上に向けた取り組みとして、インフラ分野では、カタールの既存 IWPP 事業における淡水化プラント増設案件、ブラジルの貨物鉄道事業、トルコの自動車専用ターミナル事業等に対する融資を行いました。また、日本企業のアフリカ向け輸出取引拡大を支援するため、地域開発金融機関 2 行向けに輸出クレジットラインを設定しました。IT 先端分野では、米国、中国、東南アジア、インド、イスラエルなど世界各地におけるベンチャーキャピタルを統括するファンド・オブ・ファンズに対し日本企業と共同出資を行いました。海外 M&A に関しては、日本企業によるイタリアの自動車部品メーカーやインドの製鉄会社等の買収やシンガポールのエンジニアリング事業会社に対する事業参画に対する支援を実施しました。中堅・中小企業の海外事業展開については、ASEAN 諸国や中国・メキシコ等の各国において、現地通貨建て融資も活用しつつ積極的な支援を行いました。

地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する取り組みとして、ベトナムにおける再生可能エネルギー事業への支援を目的とした現地金融機関向けクレジットライン設定等を実施しました。また、2018年7月に創設した「質高インフラ環境成長ファシリティ」及びこれを発展的に改編した「成長投資ファシリティ 質高インフラ環境成長ウインドウ」の活用により、モロッコの陸上風力発電事業に支援を行う等、地球環境保全に資する事業を支援しました。

こうした取組の結果、当期の当行の出融資保証承諾額は1兆6,787億円となりました。

なお、2020年当初より新型コロナウイルス感染症が拡大し、国内外経済に与える影響が懸念される中、当行は2020年3月に相談窓口を開設し、影響を受けた日本企業の海外事業の支援に取り組んでいます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		第5期 (2016年4月1日 ～2017年3月31日)	第6期 (2017年4月1日 ～2018年3月31日)	第7期 (2018年4月1日 ～2019年3月31日)	第8期(当期) (2019年4月1日 ～2020年3月31日)
株 式 会 社 国際協力銀行	経 常 収 益	294,656	389,589	476,885	481,996
	経 常 利 益	41,537	62,094	52,871	116,748
	当期純利益	41,612	62,095	52,877	116,765
	純 資 産 額	2,507,611	2,532,947	2,679,037	3,107,200
	総 資 産	18,571,673	17,998,424	17,641,214	17,330,523
一 般 業 務	経 常 収 益	294,661	389,599	476,750	481,706
	経 常 利 益	41,618	62,298	53,044	116,894
	当期純利益	41,693	62,300	53,050	116,911
	純 資 産 額	2,305,278	2,282,059	2,428,769	2,815,981
	総 資 産	18,369,251	17,747,325	17,390,640	17,037,639
特 別 業 務	経 常 収 益	0	2	155	579
	経 常 利 益	△81	△204	△172	△145
	当期純利益	△81	△204	△172	△145
	純 資 産 額	202,333	250,888	250,268	291,218
	総 資 産	202,432	251,110	250,588	292,904

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
- 2 一般業務については、一般業務勘定設置の日の前日(2016年9月30日)までは、一般業務勘定に対応する株式会社国際協力銀行の業務に係るものです。
- 3 特別業務勘定の2016年度における会計年度については、2016年10月1日から2017年3月31日までです。

(3) 資金調達及び主要な借入先、設備投資

イ 資金調達の状況及び主要な借入先等

当期に行った資金調達及び当期末における主要な借入先及び借入額は、次のとおりです。

(イ) 主要な資金調達の状況

(単位：億円)

	主要な資金調達方法	当期調達額
株式会社国際協力銀行	借入	4,666
	うち財政融資資金他	437
	うち外国為替資金	4,229
	社債	8,494
	出資金	985
	(計)	14,146
一般業務	借入	4,666
	うち財政融資資金他	437
	うち外国為替資金	4,229
	社債	8,494
	出資金	562
	(小計)	13,723
特別業務	借入	—
	うち財政融資資金他	—
	うち外国為替資金	—
	社債	—
	出資金	423
	(小計)	423

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
- 2 外国為替資金及び社債に関して、当期調達額は原則調達実行時の前月末為替レートで換算した金額を計上しています。
- 3 社債に関して、当期調達額は当期発行額を計上しています。

(ロ) 主要な借入先等

(a) 借入金

(単位：億円)

	借入先	当期借入額	当期末残高
株式会社国際協力銀行	財政融資資金他	437	20,676
	外国為替資金	4,229	47,188
	(計)	4,666	67,864
一 般 業 務	財政融資資金他	437	20,676
	外国為替資金	4,229	47,188
	(小 計)	4,666	67,864
特 別 業 務	(小 計)	—	—

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
- 2 外国為替資金に関して、当期借入額は原則借入実行時の前月末為替レートで換算した金額を、当期末残高は 2020 年 3 月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

(b) 社債

(単位：億円)

	当 期 発 行 額 〔 上段：政府保証債 〕 〔 下段：財投機関債 〕	当 期 末 残 高 〔 上段：政府保証債 〕 〔 下段：財投機関債 〕
株式会社国際協力銀行	8,494	47,866
	—	999
一 般 業 務	8,494	47,866
	—	999
特 別 業 務	—	—
	—	—

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
- 2 政府保証債（外貨建て）の当期発行額については、原則発行時の前月末為替レートで換算した金額を、当期末残高は 2020 年 3 月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

(c) 出資金

(単位：億円)

	出資金の名称等	当 期 受 入 額
株式会社国際協力銀行	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	985
	(計)	985
一 般 業 務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	562
	(小 計)	562
特 別 業 務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	423
	(小 計)	423

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ロ 設備投資

当期に行った設備投資等は、次のとおりです。

(イ) 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額
1,311

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ロ) 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額	備 考
情報システム関連設備投資等	505	IT 基盤増強（フェーズ1）
自動火災報知設備	156	自動火災報知設備の更新

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 現況に関する重要な事項

当行は、JBIC 法に基づき、株式会社日本政策金融公庫から分離され、2012 年 4 月 1 日に設立されました。

なお、当期における主な法令等の改正及び認可等を受けた事項等は、次のとおりです。

イ 重要な法令等の改正

該当事項はありません。

ロ 認可等を受けた事項

(イ) 役員の選任

2019 年 6 月 20 日の株主総会において決議、同日認可

(ロ) 政府からの借入及び社債

2019 年度の社債発行及び外国通貨長期借入金の借入れの基本方針を策定、2019 年 3 月 29 日認可

2019 年度の社債発行及び外国通貨長期借入金の借入れの基本方針の変更を策定、2020 年 2 月 4 日認可

(5) 当行の概要

イ 沿革

2011 年 5 月 2 日	「株式会社国際協力銀行法」公布・施行
2012 年 4 月 1 日	株式会社国際協力銀行設立
2012 年 9 月 30 日	駐留軍再編促進金融業務を終了
2012 年 11 月 30 日	駐留軍再編促進金融勘定を廃止
2016 年 5 月 18 日	「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」公布・一部施行
2016 年 10 月 1 日	特別業務を開始
2017 年 6 月 30 日	株式会社 JBIC IG Partners 設立

ロ 主要な事業の内容

当行は、日本政府が全株式を保有する政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、日本の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

かかる目的のもと、当行は、当期末現在、JBIC 法第 11 条に規定する業務を行っています。

ハ 主要な営業所の状況（本店、大阪支店、海外駐在員事務所）

当期末における当行の主要な営業所は、本店 1、大阪支店 1、海外駐在員事務所 17 です。

本店 : 東京都千代田区大手町一丁目 4 番 1 号

大阪支店 : 大阪市北区梅田二丁目 2 番 22 号 ハービス ENT オフィスタワー23 階

海外駐在員事務所 : 北京、バンコク、ハノイ、ジャカルタ、マニラ、シンガポール、ニューデリー、モスクワ、ロンドン、パリ、イスタンブール、ドバイ、ニューヨーク、ワシントン、ブエノスアイレス、メキシコシティ、リオデジャネイロ

ニ 主要な使用人の状況

	区 分	人 数
当行	職 員	616 名

（注）職員数は、2019 年度政府関係機関予算定員を記載しており、臨時職員等を含んでいません。

ホ 重要な親会社及び子会社の状況

会社名	資本金等	議 決 権 所 有 割 合	主な事業内容	特記事項
株式会社 JBIC IG Partners	500 百万円 (資本金 250 百万円、 資本準備金 250 百万円)	51%	海外向け投資ファンドに対する投資 助言業務等	2017 年 6 月 30 日設立
英領ケイマン諸島 法人 Russia-Japan Investment Fund, L.P.	—	—	ロシア連邦等に投資 を行うファンド	2017 年 9 月 7 日設立

（6）対処すべき課題

当行における具体的な対処すべき課題は、以下のとおりです。

＜第 3 期中期経営計画（2018 年～2020 年度）の推進＞

少子高齢化や労働人口減少といった構造的な課題に加え、第四次産業革命の勃興、地政学的リスクの高まり、地球環境問題に対する取組等、日本を取り巻く環境は従来にも増して目まぐるしく変化しており、その不確実性は高まっております。こうした中、産業界においては、既存産業の垣根を越えた生産性向上のための取組、先端技術・イノベーションの追求等が喫緊の課題となっているほか、増大する事業リスクへの対処を適切に図りつつも、海外市場の成長を積極的に取り込んでいくための動きも継続・深化しています。

このような不確実性が増す国内外の情勢を的確に捉え、産業界の新たな取組や変化に呼応した支援を実現すべく、当行は、2018 年 6 月、第 3 期中期経営計画（2018～2020 年度）を策定しました。第 3 期中期経営計画においては、10 年程度先のありたい姿を示す「中長期ビジョン」として「海図

なき世界情勢の中で、日本企業の海外ビジネスを切り開く『羅針盤』でありたい」を掲げました。この中長期ビジョンの下、第3期中期経営計画では3つの基本方針（課題の取組方法）、8つの重点取組課題（業務関連5課題、組織関連3課題）、21の具体的な取組目標を定めています。

中長期ビジョン（ありたい姿）
海図なき世界情勢の中で、日本企業の海外ビジネスを切り開く「羅針盤」でありたい。

基本方針（課題の取組方法）
① 強み・特性に裏打ちされたリスク・テイク機能の拡充・強化
② 社会情勢・顧客ニーズの変化に応じた自己変革・柔軟性の追求、民業補完の徹底
③ 組織力の結集

重点 取組課題	取組目標
業務① 成長分野・新領域	1. イノベーション促進に向けた戦略的取組の推進 (1) イノベーションの取り込み及び新規事業の創出・海外展開の推進 ● 第四次産業革命を通じ、産業社会が人と機械・データ等がつながる Connected Industriesへと変化していく中、我が国企業の海外からのイノベーションの取り込み、イノベーションを活用した新規事業の創出・海外展開等の我が国企業によるボーダレスな取組を支援 (2) キープレーヤーとの関係構築 ● イノベーションの進展を踏まえ我が国企業との関係を再構築しつつ、イノベーションの創出・事業展開を担うスタートアップ企業・大学発ベンチャー等の新たなプレーヤー、我が国企業のパートナーとなり得る海外有力企業・ファンド等との関係構築を推進 2. 経済フロンティアにおける我が国企業のビジネス展開支援 (1) 案件発掘・形成の促進を通じた我が国企業のビジネス機会創出 ● 我が国との更なる関係強化が期待されるアフリカ・メコン・南アジア地域において、積極的なリスクテイク、国際機関等や各国政府系金融機関との連携等を通じて、我が国企業の事業戦略に即したビジネス活動を支援 (2) TICAD VIIプログラムを見据えたアフリカ向け取組の強化 ● 我が国企業のアフリカにおけるビジネス開拓に貢献するべく、アフリカ向け取組方針を策定し、案件形成を主体的に推進 3. 新たな市場環境に対応する資源プロジェクトの推進 (1) 市場の変化に則したファイナンスの組成 ● 需給構造の転換期にあるLNG市場における、価格体系の多様化・契約形態の多様化等の動きに対応したファイナンスを実施 (2) エネルギーバリューチェーンの構築に資するプロジェクトの支援 ● エネルギー安全保障に貢献するべく、Gas to Power、LNG受入基地建設等関連インフラ整備等を支援 (3) 新たな資源・エネルギー源の確保 ● イノベーションを支える新たな戦略資源物資の確保、及び低炭素社会を見据えた新たなエネルギー源の確保・サプライチェーン構築に向けた取組を支援
業務② インフラ海外展開	1. 政策的重要性の高いインフラ案件の支援 ● 高速鉄道、港湾等の社会インフラ案件等、政策的重要性の高いインフラ案件における我が国企業の海外展開を支援する観点から、我が国政府・政府

	機関とも連携しつつ、積極的に案件形成を牽引 2. 地経学的重要性の高い国におけるインフラ開発推進のための制度構築への貢献 ● 地経学的重要性が高く、将来のインフラ輸出のポテンシャルが高い国において、ホスト国政府等との政策対話やワークショップの開催等を通じて、民間企業によるインフラ開発推進の鍵となる官民パートナーシップ（PPP）の知見を共有すること等により、PPP制度構築を支援
業務③ 環境保全	1. 世界の低炭素化への貢献 ● ホスト国政府の政策やニーズも踏まえつつ、電力セクターにおける化石燃料案件の低炭素化を推進するとともに、再生可能エネルギー等の低炭素インフラ案件形成に向けた我が国企業の取組を積極的に支援 2. 地球環境保全の更なる推進 ● きれいな空気・水、廃棄物処理等への社会的要請に対し、脱硫・脱硝装置、水処理装置、廃棄物発電等我が国企業が有する優れた環境技術やノウハウの動員を図り、持続可能な経済成長の実現に貢献
業務④ M&A	1. 政策的重要性等を踏まえた海外M&A支援 ● 政策的重要性や我が国企業の経営・事業戦略上の意義を踏まえつつ、買収後の事業展開への支援も含め、海外M&Aを支援 2. 民間金融機関との連携による海外M&A支援 ● 広範な顧客基盤を有する我が国民間金融機関と協調し、ツー・ステップ・ローンを通じて海外M&A資金を供給
業務⑤ 政策金融の着実な遂行と業務の見直し	1. 政策金融の着実な遂行 (1) 積極的なリスクテイク等を通じたJBICミッションの実現 ● 新たなプレーヤーの台頭等地経学的な観点で我が国を取り巻く環境が変化中、ホスト国政府のニーズを把握しつつ、積極的なリスクテイクや多様なファイナンスツールの活用を通じて、我が国企業のビジネス活動を支援し、重要資源の海外における開発及び取得の促進、我が国産業の国際競争力の維持及び向上に貢献 (2) 国際金融環境の変化への機動的な対応 ● 国際金融環境や企業の資金調達状況をモニタリングし、国際金融秩序の混乱の防止又は混乱への対応を目的とした取組を機動的に実施 2. 外部環境の変化に即した業務の見直し ● 国際情勢、金融環境の動向、我が国政府の方針及び政策金融への期待の変化に機動的・重点的に対応するべく、既存業務を見直し、メリハリの効いた業務内容を実現 3. 中堅・中小企業の海外展開支援 ● 中堅・中小企業の海外案件を推進するべく、地域金融機関・信用金庫をはじめとする民間金融機関との積極的な連携を通じ、JBICの特徴を活かした支援を実施
組織① 業務機能の高度化	1. 地経学的重要性の高い案件組成の推進 (1) インテリジェンス機能を活用しつつ、地経学的重要性の高い案件の推進 ● インテリジェンス機能を活用した我が国政府・ステークホルダーに対する情報の発信及び地経学的に重要な案件のファイナンス組成に向けた貢献 (2) 他国公的機関・国際機関等との戦略的な連携 ● 公的機関のファイナンスに関するルール形成に貢献しつつ、他国公的機関・国際機関等との連携を通じて戦略的な案件形成と適切なリスクシェアを実現 (3) 外国政府・外国企業とのリレーション強化

	● 我が国の対外政策及び地経学上の重要性を踏まえた相手国との関係強化・案件形成に向け、相手国政府要人・企業等との関係構築を推進
	2. ビジネス環境の変化に即応する業務機能の改善 ● ビジネス環境の変化に対応した新たな業務展開のため、業務態勢の整備、新たなファイナンス・メニューの創設、制度運用の見直し等を実施
	3. 民間金融機関のビジネスモデルを踏まえた民間資金動員の更なる推進 ● バーゼル規制等による金融環境の変化を踏まえつつ、新規案件において我が国民間金融機関との協調融資、ツー・ステップ・ローン及び保証機能の活用等を通じて民業補完を徹底するとともに、既往融資の債権流動化等を通じた新たな投資機会の提供やセミナー開催による情報提供等を通じた協調融資先等の裾野の拡大を促進
組織② 経営態勢の高度化	
	1. 迅速・果断な組織運営に資するマネジメント態勢の確保 (1) 企画遂行能力の強化 ● 部門別の企画事項の統括のための体制を構築し、組織課題に対する対応力の強化及び効率化を図る (2) 意思決定プロセスの見直し ● 会議体の統廃合、権能・構成員の最適化、合議プロセスの見直し等を実施
	2. 経営判断を支える財務・リスク管理態勢の一層の充実 (1) リスクテイク能力強化のための資本充実 ● 大型案件等でのリスクテイク機能の積極的な活用にあ資する資本の充実。 (2) 多様かつ安定的な資金調達能力の強化及び決算等の態勢整備 ● 外国通貨長期借入等の活用による資金調達手段の多様化、市場規制等や業務の変化に即応した経理・決算等財務態勢の構築 (3) リスク管理態勢の強化 ● リスク耐性の強化にあ資する全体管理・分析の高度化（モニタリング強化、資産負債管理・採算分析の高度化、信用力判断・データ捕捉を向上させる信用リスク管理システム改良等）
組織③ 組織基盤の強靱化	
	1. 働き方改革の推進 ● 「働き方改革基本計画」の実施
	2. 事務効率化 (1) ミスや遺漏のない各種業務の遂行 ● IT等を活用した業務の効率化、確実且つ機動的な業務遂行にあ資する調達事務等の合理化 (2) システムの安定かつ安全な運営態勢の実現 ● 基幹システム刷新・IT基盤更改等の着実な実施による態勢整備
	3. 業務遂行の安定性・安全性確保 ● 業務継続計画（BCP）の実効性確保、情報セキュリティインシデント発生時の対応強化
	4. 人的資本の強化 ● 多様化する業務にあ対応した人材確保・開発・育成

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 5 兆 1,640 億株

発行済株式の総数 1 兆 7,338 億株

(2) 当期末株主数

1 名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
財 務 大 臣	1 兆 7,338 億株	100%

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

2020年3月31日現在

氏 名	地位及び担当
前 田 匡 史	代表取締役総裁（監査部）
林 信 光	代表取締役副総裁（資源ファイナンス部門、インフラ・環境ファイナンス部門及び産業ファイナンス部門）
天 川 和 彦	代表取締役専務取締役（企画部門）
大 矢 俊 雄	常務取締役（審査・リスク管理部門、欧阿中東地域に係る国別業務方針に関する事項）
黒 石 邦 典	常務取締役（財務・システム部門、米州地域に係る国別業務方針に関する事項）
武 貞 達 彦	常務取締役（エクイティファイナンス部門、アジア大洋州地域に係る国別業務方針に関する事項）
小 泉 慎 一	取締役（社外取締役）
川 村 嘉 則	取締役（社外取締役）
太 田 康 雄	常勤監査役
土 屋 光 章	監査役（社外監査役）
玉 井 裕 子	監査役（社外監査役）

- (注) 1 取締役 小泉 慎一氏及び川村 嘉則氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 2 監査役 土屋 光章氏及び玉井 裕子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 3 監査役 土屋 光章氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。
- 4 監査役 玉井 裕子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有する者です。
- 5 取締役 小泉 慎一氏、取締役 川村 嘉則氏、監査役 土屋 光章氏、監査役 玉井 裕子氏の兼職については、以下（2）イをご参照ください。
- 6 当期中の役員の地位及び担当の異動の状況は以下のとおりです。

氏名	新役職（新担当）	旧役職（旧担当）	異動年月日
長谷川 靖	[辞任]	常務取締役（審査・リスク管理部門、欧阿中東地域に係る国別業務方針に関する事項）	2019年6月20日
大 矢 俊 雄	常務取締役（審査・リスク管理部門、欧阿中東地域に係る国別業務方針に関する事項）	[新任]	2019年6月20日

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

イ 社外役員の重要な兼職等の状況

取締役 小泉 慎一氏は、株式会社大林組取締役、株式会社ディー・エヌ・エー常勤監査役、株式会社 Preferred Networks 取締役を兼職しています。兼職先と当行の間には、開示すべき関係はありません。

取締役 川村 嘉則氏は、三井住友ファイナンス&リース株式会社特別顧問、阪神電気鉄道株式会社取締役、DMG 森精機株式会社監査役を兼職しています。三井住友ファイナンス&リース株式会社、DMG 森精機株式会社と当行の間には、通常の営業取引があります。阪神電気鉄道株式会社と当行の間には、不動産賃貸借に関する取引があります。

監査役 土屋 光章氏は、日本原子力発電株式会社監査役、第一リース株式会社監査役、合同製鐵株式会社取締役を兼職しています。兼職先と当行の間には、開示すべき関係はありません。

監査役 玉井 裕子氏は、長島・大野・常松法律事務所パートナー、三井製糖株式会社取締役を兼職しています。長島・大野・常松法律事務所と当行の間には、法律事務に関する取引があります。三井製糖株式会社と当行の間には、開示すべき関係はありません。

ロ 社外役員の主な活動状況

氏 名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
小泉 慎一	当期に開催された取締役会 13 回のうち 12 回に出席。 企業経営者としての経験を生かして、議案・審議等につき必要な発言を行っています。
川村 嘉則	当期に開催された取締役会 13 回の全てに出席。 企業経営者としての経験を生かして、議案・審議等につき必要な発言を行っています。
土屋 光章	当期に開催された取締役会 13 回のうち 11 回に出席。 当期に開催された監査役会 14 回の全てに出席。 企業経営者としての経験を生かして、議案・審議等につき必要な発言を行っています。
玉井 裕子	当期に開催された取締役会 13 回の全てに出席。 当期に開催された監査役会 14 回の全てに出席。 企業法務の専門家としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っています。

ハ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
小泉 慎一	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約
川村 嘉則	

土屋 光章	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約
玉井 裕子	

(3) 常勤監査役の責任限定契約

太田 康雄	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約
-------	--

(4) 役員の報酬に関する事項

区 分	人 数	報 酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	9 名 (2 名)	149 百万円 (18 百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2 名)	32 百万円 (16 百万円)
合 計	12 名	181 百万円

- (注) 1 上記の報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額 10 百万円（取締役 9 百万円、監査役 1 百万円）が含まれています。
- 2 上記の報酬等の額以外に、社外監査役は、当事業年度において、子会社からの役員報酬等として、4 百万円を受領しています。
- 3 上記の報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額として、13 百万円（取締役 11 百万円、監査役 1 百万円）を計上しています。
- 4 上記の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏 名 又 は 名 称	当期に係る報酬等	その他
EY 新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 西田 裕志 公認会計士 奥谷 績 公認会計士 栗田 俊郎	94 百万円	—

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

- 2 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意しております。
- 3 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。なお、当行は上記記載金額とは別に、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務として、2019年度分IFRS財務諸表に関する監査業務について48百万円の対価を支払っています。
- 4 当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、インフラファイナンス・PPP関連の調査業務委託及び米国証券取引委員会への2019年度年次更新書類同意書発出業務等についての対価を支払っています。
- 5 当行及び当行の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は174百万円です。
- 6 当行の重要な子会社のうち、Russia-Japan Investment Fund, L.P.は、当行の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、監査役会において検討いたします。

また、不再任につきましては、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会において検討いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当行は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」（内部統制基本方針）を取締役会において決議し、これを実施しています。その内容（2020年3月31日時点）及び当事業年度における運用状況の概要は次のとおりです。

（1）取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ 当行及びその子会社（以下「当行グループ」と総称する。）の取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、当行及びその子会社がそれぞれ、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、当行及びその子会社それぞれの取締役及び職員に周知する。
- ロ 当行グループの取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。
- ハ 当行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、当行グループの法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。
- ニ 当行は、当行グループのコンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、委員会を置く。
- ホ 当行は、当行グループのコンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
- ヘ 当行は、当行グループとして反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

（運用状況の概要）

コンプライアンスを統括する部署である法務・コンプライアンス統括室が、各部署において遵守すべき法令等・内部規程の制定・改廃状況のフォローや必要な見直しを実施させているほか、コンプライアンス・マニュアルを制定しコンプライアンス研修等を通じて役職員等に周知している。また当行の子会社においても、子会社のコンプライアンスオフィサーが、役職員等への研修、指導、周知等の実施を行い、コンプライアンスへの取組みを推進している。

また、コンプライアンス・顧客保護等管理委員会を5回開催し、当行グループの法令等遵守状況のモニタリングや重要事項の審議を実施しているほか、内部通報制度の整備・運営や出融資保証等取引・経費支出等における反社会的勢力への対応関連手続きを整備している。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ 当行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の当行が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。
- ロ 当行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。
- ハ 取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

(運用状況の概要)

内部規程に基づき、取締役会の議事録のほか、役職員の職務の執行に係る文書を保存・管理している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当行は、当行グループのリスク管理を行うことの重要性を認識し、当行グループの業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を当行及びその子会社それぞれにおいて定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

ロ 当行は、当行グループの各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、委員会を置く。

ハ 当行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の当行グループの危機管理に関する内部規程を当行及びその子会社それぞれにおいて定め、危機管理の態勢整備に努める。

ニ 当行は、危機事象が発生し当行グループの正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(運用状況の概要)

統合リスク管理委員会を7回開催し、当行グループのリスク管理の状況等に関する議論を実施したほか、情報セキュリティ・ICT推進委員会を7回開催し、情報セキュリティ対策やインシデント発生時の緊急時対応計画等の審議を実施した。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会は、経営計画を策定し、適切に当行グループとしての経営管理を行う。

ロ 当行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

ハ 当行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

ニ 当行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

(運用状況の概要)

第3期中期経営計画(2018～2020年度)を策定し、当行グループの経営管理を適切に実施している。経営会議は25回開催し、取締役会からの委任事項の審議・決定を実施すると共に、業務決定会議や統合リスク管理委員会等各種会議・委員会を複数開催し、経営会議からの委任事項の決定・審議を実施した。

(5) 当行グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ 当行は、当行グループの業務の適正を確保するため、当行の子会社の業務運営の管理に関して適切な措置を取る。
- ロ 当行は、当行の子会社の取締役の職務の執行に係る重要事項について、当行に対する適切な報告体制を確立する。

(運用状況の概要)

当行の子会社の業務執行上の重要事項等は、四半期ごとに当行の取締役会に報告する体制を整備し、報告を実施している。

(6) 業務の適正を確保するための内部監査体制

- イ 当行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定める。
- ロ 当行は、当行グループに対する内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。
- ハ 当行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。
- ニ 監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき当行及び必要に応じて当行の子会社の内部監査を行い、その結果を内部監査を担当する取締役に報告する。
- ホ 監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
- ヘ 監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(運用状況の概要)

当行グループの業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定めると共に、内部監査委員会を3回開催し、年度内部監査計画の審議・決定、監査結果の報告を実施した。また、年度内部監査計画及び監査結果について、内部監査委員会における審議・決定、報告を経た上で取締役会への報告を実施すると共に、年度内部監査計画に基づく個別監査の実施計画及び監査結果について、監査部より、内部監査を担当する取締役に対して報告した。

更に、監査部は、内部監査の効率的な実施のため監査役・会計監査人と情報・意見交換を実施した。

(7) 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- イ 当行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、職員を置く。
- ロ 前イの職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。
- ハ 監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、前イの職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(運用状況の概要)

監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し職員を配置している。

(8) 監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性に関する事項

- イ 当行は、監査役の職務を補助する職員（以下「監査役室職員」という。）の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。
- ロ 当行は、監査役による監査役室職員への指示の実効性を確保するため、監査役室職員に対し監査役の指示にのみ従い職務に従事させる。ただし、監査役室職員が監査役室以外の機構の職員を兼務する場合には、当行は次の各号の点を明らかにした書面により、兼務について事前に常勤監査役の同意を得る。
 - (イ) 常勤監査役に対し当該監査役室職員が他の機構の職員を兼務しなければならない合理的な理由を明らかにすること
 - (ロ) 当該監査役室職員は、監査役の職務を補助する業務に関しては、監査役の指揮命令に服し、兼務先の機構の指揮命令を受けないこと
 - (ハ) 当該監査役室職員が兼務先で従事し、兼務先の機構の指揮命令を受ける業務の範囲を明示的に限定すること
 - (ニ) 当該監査役室職員は、監査役の職務に関する情報を他の機構と共有しないこと
 - (ホ) 当該監査役室職員は、監査役による監査の実効性確保を妨げないよう、兼務先の機構の業務よりも監査役の職務を補助する業務を常に優先すること
 - (ヘ) 常勤監査役は必要と認める場合には兼務の同意を撤回することが可能であること

(運用状況の概要)

監査役の職務を補助する職員の人事考課その他の人事に関する事項の決定については、常勤監査役の同意を得る等、当該職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性を確保するための体制を整備している。

(9) 取締役及び職員が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- イ 当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役は、直接又は間接の方法により、随時、その職務の執行状況等を的確に当行の監査役に報告する。
- ロ 当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役は、当行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について直接又は間接の方法により、当行の監査役に速やかに報告する。
- ハ 当行グループは、前ロに基づき報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わない。

(運用状況の概要)

代表取締役及び業務を執行する取締役は、担当する出融資保証等業務、資金調達、リスク管理等の状況について、監査役が出席する取締役会等において適時・的確に報告している。また、当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役が当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見・報告したときは、監査役が出席するコンプライアンス・顧客保護等管理委員会において議論される仕組みとなっている。法務・コンプライアンス統括室長は、当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役が発見・報告した事案のうち

当行としての意思決定又は対外的な説明を直ちに必要とする事案又はそのおそれのある事案については、直ちに総裁、企画部門担当取締役及び企画部門長に報告するとともに、速やかにその内容を経営企画部その他関係部室等及び監査役に報告する体制を整備している。

また、当行グループは、上記に基づき報告を行った当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わないことを内部規程において定めている。

(10) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

ロ 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることもできるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

ハ 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

ニ 監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。

ホ 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

(運用状況の概要)

監査役は、当行グループの取締役及び職員並びに当行の子会社の監査役から適時・的確に職務の執行状況について報告を受けており、取締役会のほか、経営会議、業務決定会議、統合リスク管理委員会及びコンプライアンス・顧客保護等管理委員会等に出席して、必要な意見を述べているほか、総裁、法務・コンプライアンス統括室、監査部、会計監査人との間でそれぞれ会合を実施し、意見交換を行っている。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、前(10)の規定に基づき、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めた場合等、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は当行が負担する。

(運用状況の概要)

監査役の職務の執行において生ずる費用については、監査役との協議に基づき、適切に予算を配布し、監査役の職務の執行について生じた費用又は債務については、当行がすべて負担している。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

以 上

附属明細書（事業報告関係）

（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

1. 役員について重要な兼職状況の明細

事業報告「4 役員に関する事項」に記載のとおりです。

2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項

該当事項はありません。

以 上

1 株式会社国際協力銀行

第8期末(2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,544,323	借 用 金	6,786,499
現 金	0	借 入 金	6,786,499
預 け 金	1,544,323	社 債	4,886,646
有 価 証 券	352,750	そ の 他 負 債	424,436
株 式	255	未 払 費 用	57,187
そ の 他 の 証 券	352,495	前 受 収 益	41,920
貸 出 金	13,133,980	金 融 派 生 商 品	49,864
証 書 貸 付	13,133,980	金融商品等受入担保金	268,460
そ の 他 資 産	433,604	そ の 他 の 負 債	7,004
前 払 費 用	610	賞 与 引 当 金	586
未 収 収 益	81,817	役 員 賞 与 引 当 金	10
金 融 派 生 商 品	293,640	退 職 給 付 引 当 金	6,715
金融商品等差入担保金	56,950	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	44
そ の 他 の 資 産	586	支 払 承 諾	2,118,383
有 形 固 定 資 産	28,115	負 債 の 部 合 計	14,223,323
建 物	3,030	(純 資 産 の 部)	
土 地	24,311	資 本 金	1,883,800
建 設 仮 勘 定	0	利 益 剰 余 金	995,583
その他の有形固定資産	772	利 益 準 備 金	879,277
無 形 固 定 資 産	5,220	そ の 他 利 益 剰 余 金	116,306
ソ フ ト ウ ェ ア	5,220	繰 越 利 益 剰 余 金	116,306
支 払 承 諾 見 返	2,118,383	株 主 資 本 合 計	2,879,383
貸 倒 引 当 金	△285,855	その他有価証券評価差額金	△3,486
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	231,303
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	227,816
		純 資 産 の 部 合 計	3,107,200
資 産 の 部 合 計	17,330,523	負債及び純資産の部合計	17,330,523

第8期

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目					金 額	
経 常 収 益					481,996	
資 金 運 用 収 益					417,298	
貸 出 金 利 息					399,375	
有 価 証 券 利 息 配 当 金					1,003	
預 け 金 利 息					16,858	
そ の 他 の 受 入 利 息					60	
役 務 取 引 等 収 益					25,269	
そ の 他 の 役 務 収 益					25,269	
そ の 他 経 常 収 益					39,429	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益					7,215	
償 却 債 権 取 立 益					29,308	
組 合 出 資 に 係 る 持 分 損 益					2,741	
そ の 他 の 経 常 収 益					163	
					365,247	
経 常 費 用					329,800	
資 金 調 達 費 用					126,812	
借 用 金 利 息					118,280	
社 債 利 息					84,686	
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息					19	
そ の 他 の 支 払 利 息					2,605	
役 務 取 引 等 費 用					2,605	
そ の 他 の 役 務 費 用					8,899	
そ の 他 業 務 費 用					6,464	
外 国 為 替 売 買 損 却					1,117	
社 債 発 行 費 償 却					814	
金 融 派 生 商 品 費 用					503	
そ の 他 の 業 務 費 用					21,043	
営 業 経 費 用					2,899	
そ の 他 経 常 費 用					2,897	
貸 出 金 償 却					2	
そ の 他 の 経 常 費 用					116,748	
経 常 特 別 利 益					16	
固 定 資 産 処 分 益					16	
特 別 損 失					0	
固 定 資 産 処 分 損					0	
当 期 純 利 益					116,765	

【株式会社国際協力銀行】

第8期〔 2019年4月1日から
2020年3月31日まで 〕 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				評価・換算差額等				純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金						
			繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	1,785,300	852,751	52,591	905,343	2,690,643	△557	△11,048	△11,606	2,679,037
当期変動額									
新株の発行	98,500				98,500				98,500
準備金繰入		26,525	△26,525	-	-				-
国庫納付			△26,525	△26,525	△26,525				△26,525
当期純利益			116,765	116,765	116,765				116,765
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						△2,929	242,351	239,422	239,422
当期変動額合計	98,500	26,525	63,714	90,239	188,739	△2,929	242,351	239,422	428,162
当期末残高	1,883,800	879,277	116,306	995,583	2,879,383	△3,486	231,303	227,816	3,107,200

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに 2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～50 年
その他	2 年～35 年

（2）無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行における利用可能期間（5 年以内）に基づいて償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者(外国政府等を除く)で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(以下「キャッシュ・フロー見積法」という。)により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における倒産実績を基礎とした倒産確率等に基づき算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、2,897 百万円となっています。

(会計上の見積りの変更)

当事業年度より、与信管理の精緻化に伴い、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者(外国政府等を除く)で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により計上しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先以外の債権(外国政府等向け与信を除く)の貸倒引当金の算定方法については、従来、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき算出しておりましたが、倒産確率算定に必要なデフォルトデータの蓄積が進んだこと等を踏まえ、当事業年度より、キャッシュ・フロー見積法を適用する債権を除いて、主に一定期間における倒産件数から算出した倒産確率等に基づく算出方法に変更しております。

これらにより、従来の方法に比べて、当事業年度の経常利益及び当期純利益は、それぞれ2,292 百万円減少しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号 平成 14 年 7 月 29 日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建関連会社出資の為替変動リスクをヘッジするため、その一部につき先物外国為替予約をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、繰延ヘッジを適用しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式等及び出資金総額 137,715 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。また、延滞債権額は 185,309 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 8,690 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 159,118 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 353,118 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は、1,373,586 百万円であります。

7. 株式会社国際協力銀行法第 34 条の規定により、当行の総財産を当行の発行する全ての社債 4,886,646 百万円の一般担保に供しております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 2,613 百万円

9. 偶発債務

当行は、2012 年 4 月 1 日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券 90,000 百万円について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第 17 条第 2 項の規定により、当行の総財産を上記連帯債務の一般担保に供しております。

10. 株式会社国際協力銀行法第 31 条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。

同法第 26 条の 2 各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その

残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第 26 条の 2 各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 82 百万円

関係会社との取引による費用

その他経常取引に係る費用総額 577 百万円

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2020 年 3 月 31 日 現在)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式等 (2020 年 3 月 31 日 現在)

時価のある子会社株式及び関連会社株式等はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式等

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式及び出資金	17,266
関連会社株式等及び出資金	120,449
合計	137,715

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式等」には含めておりません。

3. その他有価証券 (2020 年 3 月 31 日 現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	30,648	30,600	48
	小計	30,648	30,600	48
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	29,955	30,000	△45
	小計	29,955	30,000	△45
合計		60,603	60,600	3

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
その他	154,431
合計	154,431

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）
該当事項はありません。

5. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

（税効果会計関係）

当行は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科 目	期末残高 (注4)
主要株主	財 務 省 (財 務 大臣)	被所有 直接 100%	政策金融 行政	増資の引受(注1)	98,500	—	—
				資金の受入(注2)	466,673	借入金	6,786,499
				借入金の返済	1,147,530		
				借入金利息の支払	126,812	未払費用	21,013
				社債への被保証 (注3)	4,786,648	—	—

(注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。

3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社等	独 立 行 政 法 人 国 際 協 力 機 構	なし	連 帯 債 務 関 係	連帯債務	40,000 (注1、3)	—	—
	株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫				90,000 (注2、3)	—	—

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）附則第4条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
2. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1株当たり情報)

- 1株当たりの純資産額 1円79銭
1株当たりの当期純利益金額 0円7銭

計算書類の附属明細書

第8期	自	2019年4月1日
事業年度	至	2020年3月31日

株式会社国際協力銀行

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

(単位：百万円、%)

資 産 の 種 類	当期首残高 (帳簿価額)	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末残高 (帳簿価額)	償 却 累計額	償 却 累計率
有 形 固 定 資 産							
建物	2,758	504	—	232	3,030	1,377	31.24
土地	24,311	—	—	—	24,311	—	—
建設仮勘定	79	678	757	—	0	—	—
その他の有形固定資産	790	349	6	361	772	1,235	61.52
有 形 固 定 資 産 計	27,940	1,532	763	593	28,115	2,613	
無 形 固 定 資 産							
ソフトウェア	6,701	653	—	2,134	5,220	3,736	
無 形 固 定 資 産 計	6,701	653	—	2,134	5,220	3,736	

2. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	293,126	164,749	55	171,965	285,855
一 般 貸 倒 引 当 金	114,600	84,225	-	114,600	84,225
個 別 貸 倒 引 当 金	121,161	50,573	55	-	171,678
特定海外債権引当勘定	57,364	29,950	-	57,364	29,950
賞 与 引 当 金	566	586	566	-	586
役 員 賞 与 引 当 金	9	10	9	-	10
退 職 給 付 引 当 金	6,988	458	731	-	6,715
役員退職慰労引当金	31	13	-	-	44
計	300,721	165,818	1,363	171,965	293,212

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

特定海外債権引当勘定・・・洗替による取崩額

3. 営業経費明細書

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	5,900
退 職 給 付 費 用	485
福 利 厚 生 費	919
減 価 償 却 費	2,728
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	248
営 繕 費	160
消 耗 品 費	366
給 水 光 熱 費	77
旅 費	1,638
通 信 費	176
広 告 宣 伝 費	3
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	45
租 税 公 課	522
そ の 他	7,769
計	21,043

2 一般業務勘定

第8期末(2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	1,272,476	借 用 金	6,786,499
現 金	0	借 入 金	6,786,499
預 け 金	1,272,475	社 債	4,886,646
有 価 証 券	352,750	そ の 他 負 債	422,800
株 式	255	未 払 費 用	57,182
そ の 他 の 証 券	352,495	前 受 収 益	41,920
貸 出 金	13,114,594	金 融 派 生 商 品	48,335
証 書 貸 付	13,114,594	金融商品等受入担保金	268,350
そ の 他 資 産	431,615	そ の 他 の 負 債	7,010
前 払 費 用	602	賞 与 引 当 金	578
未 収 収 益	81,435	役 員 賞 与 引 当 金	10
金 融 派 生 商 品	293,535	退 職 給 付 引 当 金	6,695
金融商品等差入担保金	55,440	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	44
そ の 他 の 資 産	601	支 払 承 諾	2,118,383
有 形 固 定 資 産	28,115	負 債 の 部 合 計	14,221,657
建 物	3,030	(純 資 産 の 部)	
土 地	24,311	資 本 金	1,590,500
建 設 仮 勘 定	0	利 益 剰 余 金	996,188
その他の有形固定資産	772	利 益 準 備 金	879,277
無 形 固 定 資 産	5,220	そ の 他 利 益 剰 余 金	116,911
ソ フ ト ウ ェ ア	5,220	繰 越 利 益 剰 余 金	116,911
支 払 承 諾 見 返	2,118,383	株 主 資 本 合 計	2,586,688
貸 倒 引 当 金	△285,515	その他有価証券評価差額金	△3,486
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	232,780
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	229,293
		純 資 産 の 部 合 計	2,815,981
資 産 の 部 合 計	17,037,639	負債及び純資産の部合計	17,037,639

【一般業務勘定】

第8期

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目					金 額	
経 常 収 益					481,706	
資 金 運 用 収 益					416,721	
貸 出 金 利 息					398,798	
有 価 証 券 利 息 配 当 金					1,003	
預 け 金 利 息					16,858	
そ の 他 の 受 入 利 息					60	
役 務 取 引 等 収 益					25,269	
そ の 他 の 役 務 収 益					25,269	
そ の 他 経 常 収 益					39,716	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益					7,467	
償 却 債 権 取 立 益					29,308	
組 合 出 資 に 係 る 持 分 損 益					2,741	
そ の 他 の 経 常 収 益					198	
					364,812	
経 常 費 用					329,654	
資 金 調 達 費 用					126,812	
借 用 金 利 息					118,280	
社 債 利 息					84,541	
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息					19	
そ の 他 の 支 払 利 息					2,567	
役 務 取 引 等 費 用					2,567	
そ の 他 の 役 務 費 用					8,899	
そ の 他 業 務 費 用					6,464	
外 国 為 替 売 買 損 益					1,117	
社 債 発 行 費 償 却					814	
金 融 派 生 商 品 費 用					503	
そ の 他 の 業 務 費 用					20,791	
営 業 経 費 用					2,899	
そ の 他 経 常 費 用					2,897	
貸 出 金 償 却					2	
そ の 他 の 経 常 費 用					116,894	
経 常 特 別 利 益					16	
固 定 資 産 処 分 益					16	
特 別 損 失					0	
固 定 資 産 処 分 損 益					0	
当 期 純 利 益					116,911	

【一般業務勘定】

第8期〔 2019年4月1日から
2020年3月31日まで 〕 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

</

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに 2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3 年～50 年
その他	2 年～35 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行における利用可能期間（5 年以内）に基づいて償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、

現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者（外国政府等を除く）で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（以下「キャッシュ・フロー見積法」という。）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における倒産実績を基礎とした倒産確率等に基づき算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、2,897 百万円となっています。

（会計上の見積りの変更）

当事業年度より、与信管理の精緻化に伴い、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者（外国政府等を除く）で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により計上しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先以外の債権（外国政府等向け与信を除く）の貸倒引当金の算定方法については、従来、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき算出しておりましたが、倒産確率算定に必要なデフォルトデータの蓄積が進んだこと等を踏まえ、当事業年度より、キャッシュ・フロー見積法を適用する債権を除いて、主に一定期間における倒産件数から算出した倒産確率等に基づく算出方法に変更しております。

これらにより、従来の方法に比べて、当事業年度の経常利益及び当期純利益は、それぞれ 2,292 百万円減少しております。

（2）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号 平成 14 年 7 月 29 日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建関連会社出資の為替変動リスクをヘッジするため、その一部につき先物外国為替予約をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、繰延ヘッジを適用しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式等及び出資金総額 137,715 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。また、延滞債権額は 185,309 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 8,690 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 159,118 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 353,118 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は、1,358,073 百万円であります。

7. 株式会社国際協力銀行法第 34 条の規定により、当行の総財産を当行の発行する全ての社債（うち、一般業務勘定の発行する社債は 4,886,646 百万円）の一般担保に供しております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 2,613 百万円

9. 偶発債務

一般業務勘定は、2012 年 4 月 1 日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券 90,000 百万円について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第 17 条第 2 項の規定により、一般業務勘定の総財産を上記連帯債務の一般担保に供しております。

10. 株式会社国際協力銀行法第 31 条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。

同法第 26 条の 2 各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計

算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第 26 条の 2 各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 82 百万円

関係会社との取引による費用

その他経常取引に係る費用総額 577 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,534,300,000,000	56,200,000,000	—	1,590,500,000,000

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 56,200,000,000 株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」（各々保証含む。）及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのもも多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク

及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク)、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります、原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

さらに、外貨建関連会社出資に係る為替の変動リスクに対しては、その一部につき先物外国為替予約をヘッジ手段とする個別ヘッジを行っております。

ハ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられ

ますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や IMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うとともに、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については、本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債

権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当行は、ALM によって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM 委員会を設置の上、ALM の実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR 計測等によりモニタリングを行い、定期的に ALM 委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。また、外貨建関連会社出資に係る為替変動リスクに対しては、その一部につき先物外国為替予約を利用したヘッジを行っております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っております。

(iii) 市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、金利リスクと為替リスクの相関を考慮した市場リスク量 (VaR) 等を計測しており、当事業年度の一般業務勘定における市場リスク量 (VaR) の状況は以下のとおりとなっております。

a 市場リスク量 (VaR) の状況 (当事業年度末)

1,858 億円

b 市場リスク量 (VaR) の計測手法

ヒストリカル法 (信頼区間 99%、保有期間 1 年、観測期間 5 年)

c VaR によるリスク管理

VaR とは、①過去の特定期間（「観測期間」）の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率（「信頼区間」）の下で、③一定期間（「保有期間」）経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaR による市場リスク計測の有効性を確認するため、VaR 計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR 計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

- ・ VaR 値は、信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・ VaR 値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、計測値が必ずしも将来時点で実現するものではありません。
- ・ VaR 値は、特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,272,476	1,272,476	—
(2) 有価証券			
其他有価証券	60,603	60,603	—
(3) 貸出金	13,114,594		
貸倒引当金（※1）	△272,040		
	12,842,553	12,979,019	136,466
(4) 金融商品等差入担保金	55,440	55,440	—
資産計	14,231,073	14,367,539	136,466
(1) 借入金	6,786,499	6,831,157	44,658
(2) 社債	4,886,646	5,162,845	276,198
(3) 金融商品等受入担保金	268,350	268,350	—
負債計	11,941,496	12,262,353	320,857
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(20)	(20)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	245,219	245,219	—
デリバティブ取引計	245,199	245,199	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

其他有価証券については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN（フローティング・レート・ノート）法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当業務勘定の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格等によっております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ及び先物外国為替予約）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

【一般業務勘定】

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
① 非上場株式等(子会社・関連会社)(※1)	20,170
② 非上場株式等(子会社・関連会社以外)(※1)	77,311
③ 組合出資金(子会社・関連会社)(※2)	117,545
④ 組合出資金(子会社・関連会社以外)(※2)	77,119
合 計	292,147

(※1) 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(※1)	1,272,475	—	—	—	—	—
有価証券 其他有価証券	30,000	2	—	—	30,600	—
貸出金(※2)	1,604,627	2,765,597	2,453,100	2,379,457	2,177,642	1,548,859
合 計	2,907,103	2,765,600	2,453,100	2,379,457	2,208,242	1,548,859

(※1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない185,309百万円は含めておりません。

(※3) 金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,485,135	3,198,620	1,149,343	510,100	230,600	212,700
社債	858,471	1,345,960	1,088,300	814,459	789,017	—
合 計	2,343,606	4,544,580	2,237,643	1,324,559	1,019,617	212,700

(※ 1) 金融商品等受入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2020 年 3 月 31 日 現在)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式等 (2020 年 3 月 31 日 現在)

該当事項はありません。

3. その他有価証券 (2020 年 3 月 31 日 現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	30,648	30,600	48
	小計	30,648	30,600	48
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	29,955	30,000	△45
	小計	29,955	30,000	△45
合計		60,603	60,600	3

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

5. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額 63,559 百万円

持分法を適用した場合の投資の金額 70,494 百万円

持分法を適用した場合の投資損失の金額 2,828 百万円

(注) 当行の関連会社のうち、一般業務勘定の損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社等については、除外しております。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科 目	期末残高 (注4)
主要株主	財 務 省 (財 務 大臣)	被所有 直接 100%	政策金融 行政	増 資 の 引 受 (注1)	56,200	—	—
				資 金 の 受 入 (注2)	466,673	借入金	6,786,499
				借 入 金 の 返 済	1,147,530		
				借 入 金 利 息の支払	126,812	未払費用	21,013
				社 債 へ の 被保証 (注3)	4,786,648	—	—

(注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。

3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人国際協力機構	なし	連帯債務関係	連帯債務	40,000 (注1、3)	—	—
	株式会社日本政策金融公庫				90,000 (注2、3)	—	—

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券のうち、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(平成28年法律第41号)附則第3条第1項の規定により、当業務勘定に整理されたものに対し、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)附則第4条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
2. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当行における各勘定単位ではなく、当行全体で負っているため、当行の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
3. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 1 円 77 銭

1 株当たりの当期純利益金額 0 円 7 銭

計算書類の附属明細書

第8期	自	2019年4月1日
事業年度	至	2020年3月31日

株式会社国際協力銀行
(一般業務勘定)

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

(単位：百万円、%)

資 産 の 種 類	当期首残高 (帳簿価額)	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末残高 (帳簿価額)	償 却 累計額	償 却 累計率
有 形 固 定 資 産							
建 物	2,758	504	—	232	3,030	1,377	31.24
土 地	24,311	—	—	—	24,311	—	—
建 設 仮 勘 定	79	678	757	—	0	—	—
その他の有形固定資産	790	349	6	361	772	1,235	61.52
有 形 固 定 資 産 計	27,940	1,532	763	593	28,115	2,613	
無 形 固 定 資 産							
ソ フ ト ウ ェ ア	6,701	653	—	2,134	5,220	3,736	
無 形 固 定 資 産 計	6,701	653	—	2,134	5,220	3,736	

2. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	293,039	164,410	55	171,878	285,515
一 般 貸 倒 引 当 金	114,513	83,886	-	114,513	83,886
個 別 貸 倒 引 当 金	121,161	50,573	55	-	171,678
特定海外債権引当勘定	57,364	29,950	-	57,364	29,950
賞 与 引 当 金	560	578	560	-	578
役 員 賞 与 引 当 金	9	10	9	-	10
退 職 給 付 引 当 金	6,975	448	728	-	6,695
役員退職慰労引当金	30	13	-	-	44
計	300,615	165,460	1,353	171,878	292,844

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

特定海外債権引当勘定・・・洗替による取崩額

3. 営業経費明細書

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	5,819
退 職 給 付 費 用	475
福 利 厚 生 費	906
減 価 償 却 費	2,728
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	245
営 繕 費	158
消 耗 品 費	362
給 水 光 熱 費	75
旅 費	1,616
通 信 費	173
広 告 宣 伝 費	3
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	44
租 税 公 課	515
そ の 他	7,664
計	20,791

3 特別業務勘定

第8期末(2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	271,847	そ の 他 負 債	1,658
預 け 金	271,847	未 払 費 用	4
貸 出 金	19,385	金 融 派 生 商 品	1,528
証 書 貸 付	19,385	金融商品等受入担保金	110
そ の 他 資 産	2,010	そ の 他 の 負 債	14
前 払 費 用	7	賞 与 引 当 金	7
未 収 収 益	381	役 員 賞 与 引 当 金	0
金 融 派 生 商 品	104	退 職 給 付 引 当 金	20
金融商品等差入担保金	1,510	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	0
そ の 他 の 資 産	6	負 債 の 部 合 計	1,686
貸 倒 引 当 金	△339	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	293,300
		利 益 剰 余 金	△604
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△604
		繰 越 利 益 剰 余 金	△604
		株 主 資 本 合 計	292,695
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1,476
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△1,476
		純 資 産 の 部 合 計	291,218
資 産 の 部 合 計	292,904	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	292,904

【特別業務勘定】

第8期

2019年4月1日から
2020年3月31日まで

損益計算書

(単位：百万円)

科 目						金 額	
経 常 収 益						579	
資 金 運 用 収 益						577	
貸 出 金 利 息						576	
預 け 金 利 息						0	
そ の 他 の 受 入 利 息						0	
そ の 他 業 務 収 益						0	
外 国 為 替 売 買 益						0	
そ の 他 経 常 収 益						2	
そ の 他 の 経 常 収 益						2	
経 常 費 用						725	
資 金 調 達 費 用						145	
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息						145	
そ の 他 の 支 払 利 息						0	
役 務 取 引 等 費 用						38	
そ の 他 の 役 務 費 用						38	
営 業 経 費						289	
そ の 他 経 常 費 用						252	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額						252	
そ の 他 の 経 常 費 用						0	
経 常 損 失						145	
当 期 純 損 失						145	

【特別業務勘定】

第8期〔 2019年4月1日から
2020年3月31日まで 〕 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	株主資本					評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	251,000	-	△458	△458	250,541	-	△272	△272	250,268
当期変動額									
新株の発行	42,300				42,300				42,300
当期純損失			△145	△145	△145				△145
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						-	△1,204	△1,204	△1,204
当期変動額合計	42,300	-	△145	△145	42,154	-	△1,204	△1,204	40,950
当期末残高	293,300	-	△604	△604	292,695	-	△1,476	△1,476	291,218

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者(外国政府等を除く)で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(以下「キャッシュ・フロー見積法」という。)により計上しております。

上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間等の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における倒産実績を基礎とした倒産確率等に基づき算定しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、その金額はありません。

(会計上の見積りの変更)

当事業年度より、与信管理の精緻化に伴い、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有す

る債務者(外国政府等を除く)で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により計上しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先以外の債権(外国政府等向け与信を除く)の貸倒引当金の算定方法については、従来、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき算出しておりましたが、倒産確率算定に必要なデフォルトデータの蓄積が進んだこと等を踏まえ、当事業年度より、キャッシュ・フロー見積法を適用する債権を除いて、主に一定期間における倒産件数から算出した倒産確率等に基づく算出方法に変更しております。

なお、特別業務勘定において、当事業年度の計算書類へ与える影響はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

2. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は、15,513百万円であります。

3. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により、当行の総財産を当行の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、特別業務勘定においては社債は発行しておりません。

4. 偶発債務

特別業務勘定は、2012年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券90,000百万円について、連帯して債務を負っております。なお、株式会

社国際協力銀行法附則第 17 条第 2 項の規定により、特別業務勘定の総財産を上記連帯債務の一般担保に供しております。

5. 株式会社国際協力銀行法第 31 条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。

同法第 26 条の 2 各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第 26 条の 2 各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

発行済株式の種類及び総数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	101, 000, 000, 000	42, 300, 000, 000	—	143, 300, 000, 000

(注) 変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 42, 300, 000, 000 株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」(各々保証含む。)及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理 (ALM) を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、

デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性がありますが、原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これ

らに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

ハ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や IMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収

集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカンントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うとともに、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については、本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカンントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当行は、ALM によって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM 委員会を設置の上、ALM の実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR 計測等によりモニタリングを行い、定期的に ALM 委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業

務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っております。

(iii) 市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、金利リスクと為替リスクの相関を考慮した市場リスク量 (VaR) 等を計測しており、当事業年度の特別業務勘定における市場リスク量 (VaR) の状況は以下のとおりとなっております。

a 市場リスク量 (VaR) の状況 (当事業年度末)

8 億円

b 市場リスク量 (VaR) の計測手法

ヒストリカル法 (信頼区間 99%、保有期間 1 年、観測期間 5 年)

c VaR によるリスク管理

VaR とは、①過去の特定期間 (「観測期間」) の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率 (「信頼区間」) の下で、③一定期間 (「保有期間」) 経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaR による市場リスク計測の有効性を確認するため、VaR 計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR 計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

- ・ VaR 値は、信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・ VaR 値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、計測値が必ずしも将来時点で実現するものではありません。
- ・ VaR 値は、特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	271,847	271,847	—
(2) 貸出金	19,385		
貸倒引当金（＊１）	△332		
	19,053	7,392	△11,660
(3) 金融商品等差入担保金	1,510	1,510	—
資産計	292,410	280,749	△11,660
(1) 金融商品等受入担保金	110	110	—
負債計	110	110	—
デリバティブ取引（＊２）			
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,424)	(1,424)	—
デリバティブ取引計	(1,424)	(1,424)	—

（＊１）貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（＊２）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が３カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN（フローティング・レート・ノート）法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

(3) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金（*1）	271,847	—	—	—	—	—
貸出金	0	5,212	8,588	5,585	—	—
合計	271,847	5,212	8,588	5,585	—	—

（*1）預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

（*2）金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (注 2)	科 目	期末残高 (注 2)
主要株主	財 務 省 (財 務 大臣)	被所有 直接 100%	政策金融 行政	増資の引 受 (注 1)	42,300	—	—

(注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を 1 株につき 1 円で引き受けたものであります。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社等	株式会社 日本政策 金融公庫	なし	連 帯 債 務 関係	連帯債務	90,000 (注 1、2)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第 17 条第 1 項第 2 号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当行における各勘定単位ではなく、当行全体で負っているため、当行の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第 17 条第 2 項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 2 円 3 銭

1 株当たりの当期純損失金額 0 円 0 銭

計算書類の附属明細書

第8期	自	2019年4月1日
事業年度	至	2020年3月31日

株式会社国際協力銀行
(特別業務勘定)

1. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	87	339	-	87	339
一 般 貸 倒 引 当 金	87	339	-	87	339
賞 与 引 当 金	6	7	6	-	7
役 員 賞 与 引 当 金	0	0	0	-	0
退 職 給 付 引 当 金	13	9	3	-	20
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	0	0	-	-	0
計	106	357	9	87	367

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

2. 営業経費明細書

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	80
退 職 給 付 費 用	10
福 利 厚 生 費	12
減 価 償 却 費	-
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	40
営 繕 費	2
消 耗 品 費	4
給 水 光 熱 費	1
旅 費	22
通 信 費	2
広 告 宣 伝 費	0
諸会費・寄付金・交際費	0
租 税 公 課	7
そ の 他	105
計	289

1 独立監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

株式会社国際協力銀行

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥谷 績 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗田 俊郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

株式会社国際協力銀行

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥谷 績 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗田 俊郎 ⑩

監査意見

当監査法人は、株式会社国際協力銀行法第26条の3が準用する会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の一般業務勘定の2019年4月1日から2020年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

株式会社国際協力銀行

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西田裕志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 績 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 栗田俊郎 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社国際協力銀行法第26条の3が準用する会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の特別業務勘定の2019年4月1日から2020年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2 監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第8期事業年度の株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第26条の2第1号に規定された一般業務及び同法第13条の2第1項に規定された特別業務に係る取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、一般業務及び特別業務の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

（2）株式会社国際協力銀行、一般業務に係る一般業務勘定及び特別業務に係る特別業務勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020 年 6 月 1 日

株式会社国際協力銀行 監査役会

常 勤 監 査 役 太田 康雄 ㊞

監査役（社外監査役） 土屋 光章 ㊞

監査役（社外監査役） 玉井 裕子 ㊞

3 監査役の監査報告書謄本

監査報告書

2019年4月1日から2020年3月31日までの第8期事業年度の株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第26条の2第1号に規定された一般業務及び同法第13条の2第1項に規定された特別業務に係る取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連

結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、一般業務及び特別業務の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 株式会社国際協力銀行、一般業務に係る一般業務勘定及び特別業務に係る特別業務勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020 年 6 月 1 日

株式会社国際協力銀行

常勤監査役 太田 康雄 (印)

監査報告書

2019年4月1日から2020年3月31日までの第8期事業年度の株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第26条の2第1号に規定された一般業務及び同法第13条の2第1項に規定された特別業務に係る取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、一般業務及び特別業務の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 株式会社国際協力銀行、一般業務に係る一般業務勘定及び特別業務に係る特別業務勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020 年 6 月 1 日

株式会社国際協力銀行

監査役（社外監査役） 土屋 光章 ⑩

監査報告書

2019年4月1日から2020年3月31日までの第8期事業年度の株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第26条の2第1号に規定された一般業務及び同法第13条の2第1項に規定された特別業務に係る取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、一般業務及び特別業務の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 株式会社国際協力銀行、一般業務に係る一般業務勘定及び特別業務に係る特別業務勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020 年 6 月 1 日

株式会社国際協力銀行

監査役（社外監査役） 玉井 裕子 ⑩

令和元年度決算報告書

株式会社国際協力銀行

令和 元 年度 5030 株式会社国際協力銀行決算報告書

収 入 支 出 決 算

令和 元 年度における

収入済額は 630,030,436,037 円

であって

支出済額は 540,543,457,854 円

である。

したがって、収入が支出を超過すること

である。

また、一般業務勘定の決算において計上した株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）第26条の3第1項において読み替えて準用する会社法（平成17年法律第86号）第

446条の剰余金の額は 116,911,032,184 円

であったので、株式会社国際協力銀行法第31条第1項並びに株式会社国際協力銀行法施

行令（平成23年政令第221号）第6条第1項第1号及び第2項第1号の規定により

58,455,516,092 円

を同勘定の準備金として積み立て、剰余の額

58,455,516,092 円

を国庫に納付することとして、決算を結了した。

特別業務勘定の決算において計上した株式会社国際協力銀行法第26条の3第1項において読み替えて準用する会社法第446条の剰余金の額は △ 604,656,170 円

であったが、株式会社国際協力銀行法第31条第2項の規定により取り崩すべき同勘定

の準備金がないので、このまま決算を結了した。

次に、収入支出決算に係る各事項の総額を示せば、下表のとおりである。

1 収 入										
収 入		予 算 額			収 入 予 算 額		収 入 予 算 額 と 収 入 済 額 と の 差 (円)			
当 初	予 算 額 (円)	予 算 補 正 追 加 額 (円)	予 算 補 正 減 少 額 (円)	合 計 (円)						
	1,069,085,343,000	0		1,069,085,343,000			630,030,436,037		△ 439,054,906,963	
2 支 出										
支 出		予 算 額			支 出 予 算 額		支 出 予 算 額		支 出 予 算 額 と 支 出 済 額 と の 差 (円)	
当 初 予 算 額 (円)	予 算 補 正 追 加 額 (円)	予 算 補 正 減 少 額 (円)	合 計 (円)	前 年 度 繰 越 額 (円)	予 備 費 使 用 額 (円)	予 算 総 則 の 規 定 に よ る 経 費 増 額 (円)	支 出 予 算 現 額 (円)	支 出 予 算 現 額 (円)	翌 年 度 繰 越 額 (円)	不 用 額 (円)
1,042,984,766,000	0		1,042,984,766,000	0	0	0	1,042,984,766,000	540,543,457,854	0	502,441,308,146
〔 事 項 別 内 訳 〕										
項	事 項	支 出 予 算 額 (円)	前 年 度 繰 越 額 (円)	予 備 費 使 用 額 (円)	予 算 総 則 の 規 定 に よ る 経 費 増 額 (円)	流 用 等 増 △ 減 額 (円)	支 出 予 算 現 額 (円)	支 出 予 算 現 額 (円)	翌 年 度 繰 越 額 (円)	差 引 額 (円)
01 事業損金	事務運営に必要な経費	20,597,611,000	0	0	0	0	20,597,611,000	18,680,936,859	0	1,916,674,141
	税 金	293,295,000	0	0	0	0	293,295,000	269,325,511	0	23,969,489
	業 務 委 託 費	2,933,426,000	0	0	0	0	2,933,426,000	2,532,768,408	0	400,657,592
	支払利息及び社債発行諸費	1,018,927,812,000	0	0	0	0	1,018,927,812,000	519,060,427,076	0	499,867,384,924
09 予 備 費	予 備 費	232,622,000	0	0	0	0	232,622,000	0	0	232,622,000

〔収入支出決算額〕						
1 収 入						
款 ・ 項 ・ 目	収 入 予 算 額 (円)	収 入 済 額 (円)	収入予算額と収入済額との差 (△は減)	増 減 理 由		
0100-00 事業益金						
0101-00 事業益金	764,227,269,000	415,195,732,208	△ 349,031,536,792			
0101-01 貸付金利息	759,039,120,000	411,386,297,759	△ 347,652,822,241	貸付金の貸付回りが予定を下回ったこと等のため		
0101-02 保証料	5,188,149,000	3,727,349,275	△ 1,460,799,725	支払承諾に係る収入が予定より少なかったため		
0101-03 配当金収入	0	82,085,174	82,085,174	出資先からの配当があったため		
0200-00 雑収入	304,858,074,000	214,834,703,829	△ 90,023,370,171			
0201-00 運用収入						
0201-01 運用収入	4,712,856,000	15,886,649,073	11,173,793,073	預け金の残高が予定より多かったこと等のため		
0202-00 雑収入	300,145,218,000	198,948,054,756	△ 101,197,163,244			
0202-02 労働保険料被保険者負担金	16,096,000	15,612,968	△ 483,032			
0202-01 雑収入	300,129,122,000	198,932,441,788	△ 101,196,680,212	受入雑利息の収入が予定より少なかったこと等のため		
収 入 合 計	1,069,085,343,000	630,030,436,037	△ 439,054,906,963			

2 支 出

項 目	支 出 予 算 額 (円)	前 年 度 繰 上 げ 額 (円)	予 備 費 使 用 額 (円)	予算総則の 規定による 経費増額 (円)	流 入 △ 減 額 (円)	支 出 予 算 現 額 (円)	支 出 済 額 (円)	翌 年 度 繰 上 げ 額 (円)	不 用 額 (円)	備 考
01 事業損金	1,042,752,144,000	0	0	0	0	1,042,752,144,000	540,543,457,854	0	502,208,686,146	不用額を生じたのは、金利の低下に伴い支払雑利息及び外国為替資金借入金利息が減少したこと等により、支払利息を要することが少なかったこと等のため
1-01 役員給	181,294,000	0	0	0	0	181,294,000	181,081,634	0	212,366	
1-02 職員基本給	3,158,881,000	0	0	0	0	3,158,881,000	3,110,572,114	0	48,308,886	
1-03 職員諸手当	2,546,994,000	0	0	0	0	2,546,994,000	2,236,994,112	0	309,999,888	
1-04 超過勤務手当	396,811,000	0	0	0	0	396,811,000	336,806,782	0	60,004,218	
1-05 休職者給与	88,545,000	0	0	0	0	88,545,000	36,841,250	0	51,703,750	
1-06 退職手当	602,726,000	0	0	0	0	602,726,000	601,818,824	0	907,176	
5-07 諸支出金	968,937,000	0	0	0	0	968,937,000	881,409,971	0	87,527,029	
2-08 旅費	1,633,116,000	0	0	0	0	1,633,116,000	1,628,687,227	0	4,428,773	
3-09 業務諸費	10,923,162,000	0	0	0	0	10,923,162,000	9,609,068,863	0	1,314,093,137	
9-10 交際費	405,000	0	0	0	0	405,000	11,950	0	393,050	
9-11 債権保全費	96,740,000	0	0	0	0	96,740,000	57,644,132	0	39,095,868	
3-12 税金	293,295,000	0	0	0	0	293,295,000	269,325,511	0	23,969,489	
5-13 業務委託費	2,933,426,000	0	0	0	0	2,933,426,000	2,532,768,408	0	400,657,592	
9-14 支払利息	1,015,287,033,000	0	0	0	0	1,015,287,033,000	517,414,556,353	0	497,872,476,647	
3-15 社債発行諸費	3,640,779,000	0	0	0	0	3,640,779,000	1,645,870,723	0	1,994,908,277	
09 予備費 (9-...)	232,622,000	0	0	0	0	232,622,000	0	0	232,622,000	
支 出 合 計	1,042,984,766,000	0	0	0	0	1,042,984,766,000	540,543,457,854	0	502,441,308,146	

株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）第 27 条第 1 項の規定による監査役の意見

令和元年度決算報告書は、適正なものと認めます。

令和 2 年 6 月 1 日

株式会社国際協力銀行

監査役 太田 康雄 ⑩

監査役 土屋 光章 ⑩

監査役 玉井 裕子 ⑩

【財産目録】一般業務勘定

財産目録 (令和2年3月31日現在)

摘 要		金 額 (円)	摘 要	金 額 (円)
(資 産 の 部)				
現金預け	金 金	1,272,476,001,124	有形固定資産	28,115,331,380
現預け	金 金	30,000		
銀行等預け	金 日本銀行外3行	1,272,475,971,124	建物	21棟 延
外貨預け	金 三菱UFJ銀行外1行	822,702,621,620	土地	12筆
		449,773,349,504	建設仮勘定	24,965
有価証券	口		その他の有形固定資産	330,000
株式		352,750,572,083	事業用動産	772,777,409
1 債券	1	255,000,000	無形固定資産	
47 証券	47	352,495,572,083	ソフトウェア	5,220,355,921
2 資金	2	11,873,853,718	支払承諾	2,118,383,240,574
23 資金	23	194,378,984,979	貸倒引当金	△285,515,985,241
17 資金	17	85,639,170,967	資産合計	17,037,639,496,997
5 債券	5	60,603,562,419		
貸出金				
証書貸付	1,375	13,114,594,415,581		
その他の資産		431,615,565,575		
前払費用		602,945,214		
未収収益		81,435,685,257		
未収貸付金利息		77,345,415,765		
未収保険証券料		848,641,443		
未収受入手数料		512,640,272		
未収融資取扱手数料		277,738,542		
未収預け金利息		1,679,854,743		
未収その他の受入利息		11,589,438		
未収外国債券利息		208,430,958		
その他の未収収益		551,374,096		
金融派生商品		293,535,430,878		
金融商品等差入担保金		55,440,000,000		
その他の資産		601,504,226		
仮払金		169,742,205		
未収金		14,562,384		
その他の資産		417,199,637		

【一般業務勘定】

摘 要		金 額 (円)	摘 要	金 額 (円)
(負 債 の 部)				
借 用 金	金		口	
借 入 金	金	6,786,499,207,558	78	
外国為替資金借入金	金	4,718,899,207,558	37	
財政融資資金借入金	金	2,067,600,000,000	41	
社 債	債	4,886,646,884,279	38	
そ の 他 負 債	債	422,800,262,002		
未 払 費 用	用	57,182,981,862		
未 払 借 用 金 利 息	息	21,013,398,024		
未 払 社 債 利 息	息	35,796,550,604		
未 払 そ の 他 支 払 利 息	息	677,531		
そ の 他 未 払 費 用	用	372,355,703		
前 受 収 益	益	41,920,791,931		
金 融 派 生 商 品	品	48,335,505,955		
金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	金	268,350,000,000		
そ の 他 の 負 債	債	7,010,982,254		
仮 受 金	金	6,990,152,751		
未 払 金	金	19,661,442		
資 産 取 得 未 払 金	金	1,168,061		
賞 与 引 当 金	金	578,621,440		
役 員 賞 与 引 当 金	金	10,278,547		
退 職 給 付 引 当 金	金	6,695,144,662		
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	金	44,141,248		
支 払 承 諾	諾	2,118,383,240,574	194件	
負 債 合 計	計	14,221,657,780,310		
正 味 財 産	産	2,815,981,716,687		

【財産目録】特別業務勘定

財産目録 (令和2年3月31日現在)

摘 要		金 額 (円)	摘 要	金 額 (円)
(資 産 の 部)				
現金預け	金 金	271,847,716,884		
銀行等預け	金 日本銀行外1行	271,847,565,540		
外貨預け	金 三菱UFJ銀行	151,344		
貸 出	金			
証券	貸 付	19,385,836,667		
その	他 資 産	2,010,721,528		
前	払 費 用	7,564,481		
未	収 収	381,686,714		
	未 収 貸 付 金 利 息	374,111,562		
	未 収 預 け 金 利 息	26,256		
	未 収 其 他 の 受 入 利 息	9,370		
	其 他 の 未 収 収 益	7,539,526		
金 融 派 生 商 品		104,693,856		
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金		1,510,000,000		
そ の 他 の 資 産				
未 収 引 当 金		6,776,477		
貸 倒 引 当 金		△339,350,781		
資 産 合 計		292,904,924,298		

【特別業務勘定】

摘 要	金 額 (円)	摘 要	金 額 (円)
(負 債 の 部) そ の 他 の 負 債 未 払 費 用 未 払 そ の 他 支 払 利 息 そ の 他 未 払 費 用 金 融 派 生 商 品 金 融 商 品 等 受 入 担 保 金 そ の 他 の 負 債 未 払 金 賞 与 引 当 金 役 員 賞 与 引 当 金 退 職 給 付 引 当 金 退 職 慰 労 引 当 金 負 債 合 計 正 味 財 産	1,658,026,050 4,528,628 55,175 4,473,453 1,528,757,253 110,000,000 14,740,169 7,983,696 141,821 20,019,913 405,187 1,686,576,667 291,218,347,631		

